

大田区告示第 号

入 札 公 告

アスファルト舗装工事（基二工２）について、制限付一般競争入札を行うため、大田区建設工事等電子入札実施要綱（平成18年３月31日付け経経発第594号）第6条第２項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年８月31日

大田区長 鈴木 晶 雅

1 競争入札に付する事項

- （１） 業 種 道路舗装工事
- （２） 工事件名 アスファルト舗装工事（基二工２）
- （３） 工事場所 大田区西糀谷三丁目30番から32番先
- （４） 工事概要
 - ア アスファルト舗装工 一式
 - イ L形側溝工 一式
 - ウ L形側溝用集水ます上部設置工 一式
 - エ L形汚水ます上部設置工 一式
 - オ 人孔上部設置工 一式
 - カ 取付管工 一式
 - キ 区画線設置工（溶融式） 一式
- （５） 工 期 契約締結の翌日から令和９年１月29日まで
- （６） 予定価格 事後公表
- （７） 前 払 金 適用対象
- （８） 中間前払金 適用対象
- （９） 本案件は大田区都市基盤整備部発注工事における週休２日制
確保工事（受注者希望型）の対象工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる（１）から（１０）までの全部に該当し、かつ、３の方法により入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと。
- （２） 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種『道路舗装工事』の共同格付が、一般競争入札参加資格確認申請書の提出（以下「希望申請」という。）時にC又はDであること。
- （３） 大田区との契約に関し、権限を有する者がいる本・支店、営業所等が大田区内にあること。ただし、支店・営業所等にあつては大田区における競争入札に係る準区内業者の認定基準（平成27年７月29日付け27総経発第10517号）に基づき認定を可としているものに限る。
- （４） 大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年12月19日付け25総経発第11201号）による指名停止期間中でないこと。
- （５） 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手続を行ったとき。）にないこと。
- （６） 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。

- (7) 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に完成した、1件契約金額1,000万円以上の官公庁発注の道路舗装工事の契約実績（以下「官公庁実績」という。）を有すること。ただし、官公庁実績は工事がすでに完成しているものに限る。
- (8) 建設業法に従い、当該工事に現場代理人及び監理技術者又は主任技術者を配置できること。ただし、現場代理人と監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐はこれを兼ねることができる。また、現場代理人、監理技術者、主任技術者又は監理技術者補佐は入札参加申請日の日以前に3か月以上の雇用関係を有する者であること。
- (9) 電子調達サービスの「建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」に定義するところの関係会社が同時に申し込みをしていないこと
- (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか、法令を遵守しないなどの不適切又は不誠実な行為がある者ではないこと。

3 競争入札に参加する資格の審査

- (1) この入札に参加を希望する者は、電子調達サービスを通じて希望申請を行い、この入札に参加する資格があることの審査を受けなければならない。
- (2) 希望申請に伴う資料の提出
 - ア 官公庁実績を有する事実を示す契約書等の写し。ただし、大田区経理管財課発注の工事である場合には不要とする。
 - イ 配置予定技術者の保有資格を証明する書類。
 - ウ 技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証等）。

上記資料を電子調達サービス又はFAX等により提出しなければならない。FAXの場合の送信先は、経理管財課契約担当宛てFAX番号5744-1508とする。提出のない申請は無効とする。

(3) 希望申請期間

令和8年8月31日(月)午前9時から令和8年9月4日(金)午後4時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。

(4) 入札参加資格の通知

審査の結果は、希望申請を行ったときから令和8年9月7日(月)までの間に、電子調達サービスの一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「通知書」という。)により、入札参加資格の有無を通知する。

4 契約約款等の閲覧

契約書は大田区所定の工事請負契約書を使用し、その契約約款及び大田区における契約に関する特約を希望申請期間中に経理管財課カウンターにて閲覧に供する。

5 設計図書の配付

- (1) 設計図書は電子調達サービスの「発注図書受領」機能により送信する。
- (2) 設計図書を受領しないものは入札に参加することができない。
- (3) 本案件についての現場説明は行わない。

6 入札期間及び方法等

- (1) 通知書受領の日から令和8年9月18日(金)午後4時までの間。ただし、電子調達サービス利用制限日時を除く。

- (2) 電子調達サービスによる（郵送による入札は認めない。）。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る納税義務者であるか否かにかかわらず、その見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 工事費内訳書を提出すること。提出方法は、電子調達サービスの入札書提出画面にて、入札金額の内訳を登録することによる。ただし、再入札の場合は、この限りでない。
- (5) 入札執行回数の限度は、初度の入札及び再度の入札を合わせて2回とする。
- (6) この入札には最低制限価格を設定する。なお、開札した場合において、最低制限価格より低い価格で入札をした者については再入札に参加できない。
- (7) この入札には、「大田区競争入札取扱要領」（平成27年4月1日付け26総経発第11374号。以下「入札取扱要領」という。）を準用する。

7 入札の取りやめ

この入札において、入札参加者に談合その他不穏な動きがあり、又はその疑いがある場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

8 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があったとき
- (2) 虚偽の申出を行った者がした入札
- (3) この入札に参加する資格があると確認された者であって、入札時点において2に掲げる資格要件が一つ以上欠けた者がした入札
- (4) 工事費内訳書の提出がない場合又は指定した内容と異なる場合
- (5) その他、入札取扱要領に違反した入札

9 開札日時等

- (1) 令和8年9月24日（木）午前9時
- (2) 電子調達サービスによる。

10 落札者

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者には電子調達サービスにより、開札日時以降に通知する。通知を受けたものは、速やかに経理管財課契約担当宛てに来庁すること。ただし、落札者とされた者が8に掲げる行為を行った場合には、その落札を無効とする。

11 入札経過調書

入札経過調書は、入札終了後、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札情報サービスにおいて閲覧に供する。

12 入札保証金

大田区契約事務規則第12条第2項に該当する場合は免除とする。

13 契約保証等

契約金額の100分の10相当額の工事履行保証を措置すること。

14 契約書の作成及び契約の確定

この契約は、大田区及び落札者の両者が、契約書に記名押印したときに確定する。なお、契約書を電磁的記録にて作成する場合には、大田区及び落札者の両者が電子署名を付与したときに確定する。

15 この公告についての問合せ先

大田区蒲田五丁目13番14号	大田区役所本庁舎 9 階
総務部経理管財課契約担当	電話5744－1162